

旭地区第1次住居表示実施検討会

住居表示に関する
大切なお知らせ 第4号

1月に新しい町の区域と町名(案)の
検討結果を平塚市に提出しました！

わかりやすく、訪ねやすいまちづくりのため、新しい町の区域及び町名(案)について、これまで7回検討会を開催しました。今後は、住居表示審議会(市の附属機関)や市議会にはかる等の手続きを経て、

令和4年(2022年)10月頃に
住所が新しくなります！

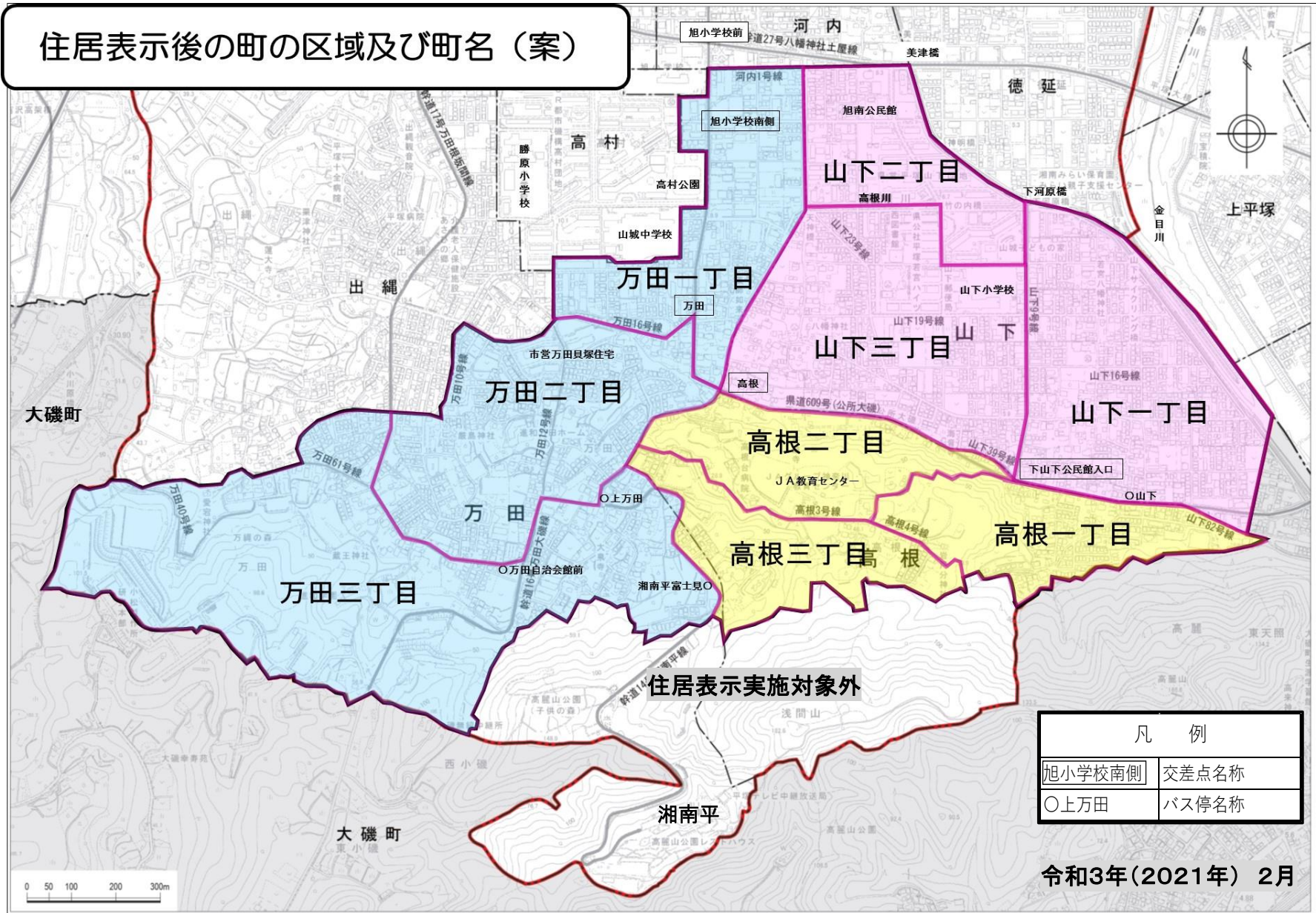
検討結果案は以下のとおりです。

- ・新しい町の区域は、それぞれ3分割となります。
- ・新しい町名は、
「山下一丁目、二丁目、三丁目」
「高根一丁目、二丁目、三丁目」
「万田一丁目、二丁目、三丁目」となります。

※イメージは、次ページの検討結果案図をご覧ください。また、3ページに住居表示に関するQ&Aを記載しています。

令和4年10月からの山下・高根・万田の新しい町の区域及び町名はこちらです

住居表示後の町の区域及び町名（案）



凡 例	
旭小学校南側	交差点名称
○上万田	バス停名称

令和3年(2021年) 2月

※今後の法令手続き等により変更となる場合があります。

～Q&A～

Q) 自分自身で住所変更の手続きをする必要はありますか、また費用はかかりますか？

A) ご本人で変更手続きをしなければならぬものがあります。また、手続きの内容によっては、費用がかかるものがあります。実施に伴い、順次、住居表示の手引き（手続き等が記載）を含めた資料等の配布や説明会を開催します。

～～ 住所変更後の手続きの一例です ～～

◎ 手続き「不要」: 行政(市や法務局等)が変更できるもの(職権でできる)

例 住民基本台帳などの公簿類の住所欄、登記簿上の字名(地番でない)
印鑑登録原票、国民健康保険被保険者証、☎(小児)医療証、
上下水道、NHK、旅券(パスポート)等

◎ 手続き「必要」: 皆さんに住所変更手続きをお願いするもの(職権でできない)

例 運転免許証、保険証(社会保険等)、個人契約の銀行や保険等、
自動車の所有者・使用者、不動産登記簿の所有者等の住所、等

Q) 住所が新しくなることで、学区や自治会の区域は変更になりますか？

A) 現在のところ、学区の変更はありません。次回の区域変更と連動しませんので、必ずしも変更の必要はありません。

Q) 住所変更に伴い証明書等は発行されますか？

A) 市から「住居表示変更証明書」を発行します。配付する枚数や日付については、令和4年度に説明会等でご案内します。

Q) 本籍や登記簿の土地の地番は変更になりますか？

A) 市や法務局等では、字名から町名への変更(例：山下⇒山下〇丁目)を行いますが、地番(土地の番号)の変更は行いません。

お知らせ

令和3年度に住居表示実施に向けた現地調査を予定しています。
詳細につきましては、現地調査前に回覧等で周知いたします。
御協力の程、よろしくお願いいたします。



詳しくは事務局
まで、お問合せく
ださい。

令和3年2月
発行: 旭地区第1次住居表示実施検討会
事務局: 平塚市都市整備課
電話: 21-8783(直通)
23-1111(代表) 内線2114